

○総務省告示第七七十二号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第十条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

令和二年五月二十六日

総務大臣 高市 早苗

平成二十九年七月九日に実施された電気通信主任技術者試験において合格点を得た試験科目のある者であつて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とされた令和二年七月十二日に実施される予定であつた電気通信主任技術者試験の申請を行ったもの